明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六七）　二

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（二六八）　五

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務五五七）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二四三）　七

○道路に関する件（東北地方整備局一三五～一四〇）　八

○道路に関する件（関東地方整備局三三七、三三八）　八

○道路に関する件（近畿地方整備局一七八～一八〇）　八

〔国会事項〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

〔人事異動〕

内閣　財務省　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示三～五、山梨同二、滋賀同二～八、和歌山同二、徳島同四）　九

国家試験

平成二十一年度旧司法試験第二次試験合格者（司法試験委員会）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　二

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

（政令第二六七号）（財務省）

1　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務について、関税の更正請求手続等を追加することとした。（別表関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、平成二二年二月二一日から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

（政令第二六八号）（農林水産省）

1　特例老齢農林一時金の請求及び支給に関する事項

㈠　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成一三年統合法」という。）の規定による特例老齢農林年金（平成一三年統合法附則第四四条第六項の規定によるものを除く。）の受給権者は、当該特例老齢農林年金の支給に代えて一時金（以下「特例老齢農林一時金」という。）の支給を請求することができるものとした。（第二五条の二第一項関係）

㈡　㈠の請求があったときは、その請求をした者に特例老齢農林一時金を支給することとした。この場合においては、その請求をした日の属する月の翌月以後の分の特例年金給付（特例退職年金及び特例減額退職年金を除く。）は、支給しないものとした。（第二五条の二第二項関係）

㈢　特例老齢農林一時金の額は、㈠の請求をした者がその請求をしなかったとしたならばその者に支給されることとなるその請求をした日の属する月の翌月以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額を合計して得た額とするものとした。（第二五条の二第三項～第五項関係）

2　特例老齢農林一時金の返還等に関する事項

特例老齢農林一時金の支給を受けた者は、1の㈠の請求をした日の翌日以後厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その資格を取得した日の属する月の翌月からその資格を喪失した日の属する月までの各月に対応する各月分の年金に相当する額を合計して得た額をその資格を喪失した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならないものとした。（第二五条の三第一項関係）

3　特例老齢農林一時金に係る国庫補助に関する事項

国が昭和三六年四月一日前の旧農林共済組合員期間に係る特例老齢農林一時金の支給に要する費用の一部に補助するために必要な平成一三年統合法等の必要な規定を準用するものとした。（第三〇条の二関係）

4　施行期日

この政令は、平成二二年四月一日から施行するものとした。